

京都市平安建都 1200 年記念事業基金条例を廃止する条例（平成 27 年 3 月 27 日京都市条例第 61 号）（総合企画局総合政策室）

京都市平安建都 1200 年記念事業基金は、平安建都 1200 年を記念して行う事業の実施に必要な資金を積み立てるために設置したのですが、当該事業の実施に必要な財源に充てるためその全部を処分することに伴い、これを廃止することとしました。

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行することとしました。

京都市平安建都 1200 年記念事業基金条例を廃止する条例を公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 61 号

京都市平安建都 1200 年記念事業基金条例を廃止する条例

京都市平安建都 1200 年記念事業基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(総合企画局総合政策室)